

## ライセンス売買契約書（案）

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、ライセンスの売買について、次のとおり契約を締結する。

第1 甲が乙から購入するライセンスの品名、規格及び数量は、次のとおりとする。

- (1) 品名 ID認証管理基盤ライセンス
- (2) 規格 仕様書のとおり
- (3) 数量 一式

第2 ライセンス利用期間は、令和7年5月1日(仮)から令和8年4月30日(仮)までとする。

第3 売買するライセンスの年間利用単価は、次のとおりとする。なお、第1号の「消費税額」は、取引に係る消費税及び地方消費税の額である。

- (1) OneGate Basic プラン 金 〇〇円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税〇〇円)

第4 ライセンスの受渡場所及び納入期限は、次のとおりとする。

- (1) 場 所 岩手県ふるさと振興部科学・情報政策室
- (2) 納入期限 仕様書のとおり

第5 乙は、ライセンスを納入したときは、その旨を甲に通知し、甲は、通知を受けた日から起算して10日以内に、検収員をして、当該ライセンスを検収するものとする。

第6 乙は、検収の結果不合格となったライセンスを遅滞なく引き取り、速やかに代品を納入するものとする。この場合における検収は、第5の定めるところによる。

第7 乙は、第5の検収に合格したライセンス数に、第3第1号に定める単価を乗じて得た額を、甲に請求するものとする。なお、計算の結果生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

第8 甲は、ライセンスの納入が完了した後において、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に代価を支払うものとする。

2 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代価の支払を遅延した場合には、乙に対して支払の日までの日数に応じ、契約金額につき年パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第9 乙は、自己の責めに帰すべき理由により納入期限までにライセンスを納入しない場合は、違約金として、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既納部分相当額を控除した額につき年パーセントの割合で計算した額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

第10 乙は、ライセンスの引渡し後1年間は、その隠れた瑕疵について補修の責めを負わなければならない。

第11 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められる場合
- (2) 乙から契約解除の申出があった場合
- (3) 乙が契約の履行について不正の行為をした場合
- (4) その他乙又はその代理人がこの契約に違反した場合
- (5) 乙が次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは物品の製造の請負又は物品の買入れの契約を締結する権限をもつ事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定によって契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

第12 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団等による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

第13 乙は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛金債権を譲渡した場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生ずるものとする。

3 乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

第14 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 岩手県  
代表者 岩手県知事 達増 拓也 印

乙 印